

千葉県指定公金事務取扱者の検査に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定に基づき、指定公金事務取扱者について実施する公金事務の検査に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、地方自治法及び千葉県予算会計規則（平成4年千葉県規則第97号）で使用する用語の例による。

(検査対象及び検査方法)

第3条 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に、書面による検査を実施する。

- 2 前項の検査の実施に当たり、会計管理者は、公金事務に関する帳簿書類その他の必要な物件を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提出を求めるものとする。
- 3 検査の対象とする期間は、会計管理者が指定した期間とする。
- 4 第1項の検査において、必要があると認めるときは、実地検査を行うことができる。

(検査内容)

第4条 会計管理者は、次の各号に掲げる事項を検査する。

- (1) 関係帳簿書類の記載内容
- (2) 関係帳簿書類その他の必要な物件の管理・保管状況
- (3) 現金の保管・払込状況
- (4) その他、会計管理者が必要と認める事項

(検査の実施通知及び検査書類等の提出)

第5条 検査は、あらかじめ実施日程及びその他の必要事項を定め、指定公金事務取扱者に対し通知するものとする。

- 2 前項の通知、第3条第2項に規定する帳簿書類その他の必要な物件の提出の求め及びこれに対する指定公金事務取扱者からの提出は、当該指定公金事務取扱者を所管する課長等（以下「所管課長等」という。）を通じて行うものとする。

(検査結果の通知)

第6条 会計管理者は、検査終了後、指定公金事務取扱者に対し、所管課長等を通じて、

検査結果を通知するものとする。

(検査結果に基づく措置)

第7条 会計管理者は、前条の通知に基づき、指定公金事務取扱者に対して、必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。